葛飾区制限付一般競争入札実施要綱

平成 20 年３月 26 日
19 葛総契第 266 号区長決裁
改正　平成 21 年５月 19 日 21 葛総契第 88 号
平成 21 年６月４日 21 葛総契第 127 号
平成 21 年８月 18 日 21 葛総契第 254 号
平成 24 年 10 月 31 日 24 葛総契第 556 号
平成 27 年３月 20 日 26 葛総契第 841 号
令和７年６月 12 日７葛総契第 196 号

（目的）

第１条　この要綱は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の５、第 167 条の５の２及び第 167 条の６の規定に基づき、葛飾区が発注する契約において、制限付一般競争入札を実施するために、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　区内業者　葛飾区における競争入札参加者の選定に係る区内業者認定基準（平成 21 年 10 月 14 日 21 葛総契第 376 号総務部長決裁）（以下この条において「認定基準」という。）第２条第２項第１号で定める者をいう。

⑵　区内支店業者　認定基準第２条第２項第２号で定める者をいう。

⑶　区内業者等　区内業者及び区内支店業者をいう。

（対象）

第３条　本要綱に定める制限付一般競争入札の対象となる契約は、次のとおりとする。

⑴　予定価格が 4,000 万円以上の工事。ただし、予定価格が 4,000 万円以上１億 5,000 万円未満の工事で、入札に参加する者を区内業者等に限定して入札を実施するものを除く。

⑵　施工能力審査型総合評価方式試行に関する要綱（平成 19 年６月 21 日 19 葛総契第 53 号区長決裁）で定める試行対象工事

⑶　予定価格が 500 万円以上の物品の購入

⑷　予定価格が 4,000 万円以上の建物総合管理業務委託及び建物清掃業務委託

（公告）

第４条　制限付一般競争入札の公告については、葛飾区契約事務規則（昭和 39 年葛飾区規則第７号。以下「規則」という。）第９条及び第 10 条に定めるものとする。

（入札参加資格）

第５条　制限付一般競争入札に参加することができる者は、規則第６条に定める資格を有する者のほか、次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。

⑴　東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、葛飾区に建設工事等競争入札参加資格又は物品買入れ等競争入札参加資格があり、対象となる契約の業種に登録があること。

⑵　区内業者等であること。ただし、入札参加資格を満たす区内業者等が第８条に規定する入札参加者数に足りないことが明らかである場合は、本店又は営業所の所在地が東京都内にあることとする。

⑶　政令第 167 条の４の規定に該当していないこと。

⑷　葛飾区競争入札参加有資格者指名停止等基準（平成 21 年３月 31 日 20 葛総契第 339 号区長決裁）に基づく指名停止又は指名保留期間中でないこと。

⑸　葛飾区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 10 月 29 日 24 葛総契第 539 号区長決裁）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

⑹　公告日前２年間に銀行取引停止等、経営不振の状況にないこと。

⑺　葛飾区の工事成績評定点のうち、最直近のものが 60 点未満でないこと。

⑻　前各号に定めるもののほか、入札案件ごとに必要な資格は公告で定める。

（入札参加申請）

第６条　制限付一般競争入札に参加しようとする者は、申請受付期間内に次の各号に掲げる書類を契約担当者宛てに提出しなければならない。

⑴　入札参加資格確認申請書

⑵　その他公告により定める書類

２　同種の契約の公告を同日に複数実施する場合は、区内支店業者が入札参加申請できる件数に上限を設定することができる。

（入札参加資格の審査）

第７条　入札参加資格審査の結果については、制限付一般競争入札参加資格確認結果通知書の送付により通知する。審査の結果、必要な資格を満たしていない者は、入札に参加できない。

（入札の成立条件等）

第８条　入札参加者が２者に満たない場合は、当該入札を中止することができる。この場合においては、当該入札参加申込者に、その旨を通知する。

（特例）

第９条　緊急を要する場合その他特別の取扱いを必要とする契約については、この要綱の規定を適用しないことができる。

付　則

この要綱は、平成 20 年４月１日から施行する。

付　則（平成 21 年５月 19 日 21 葛総契第 88 号）

この要綱は、平成 21 年４月１日から適用する。

付　則（平成 21 年６月４日 21 葛総契第 127 号）

この要綱は、平成 21 年６月９日から施行する。

付　則（平成 21 年８月 18 日 21 葛総契第 254 号）

この要綱は、平成 21 年８月 19 日から施行する。

付　則（平成 24 年 10 月 31 日 24 葛総契第 556 号）

この要綱は、平成 24 年 11 月１日から施行する。

付　則（平成 27 年３月 20 日 26 葛総契第 841 号）

この要綱は、平成 27 年４月１日から施行する。

付　則（令和７年６月 12 日７葛総契第 196 号）

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年６月 13 日から施行する。ただし、施行日前において公告が行われた契約で施行日以後に入札執行されるものについては、なお従前の例による。

（「葛飾区制限付一般競争入札実施要綱第７条の取扱いについて」の廃止）

２　平成 27 年３月 20 日付け 26 葛総契第 839 号「葛飾区制限付一般競争入札実施要綱第７条の取扱いについて」は、廃止する。

（「制限付一般競争入札の入札参加資格に本店等の所在地が葛飾区内であることを加える工事について」の廃止）

３　平成 28 年３月 22 日付け 27 葛総契第 842 号「制限付一般競争入札の入札参加資格に本店等の所在地が葛飾区内であることを加える工事について」は、廃止する。